

第2版

事業者のための

生物多様性 民間参画 ガイドライン の紹介

GUIDELINES
FOR PRIVATE SECTOR
ENGAGEMENT IN
BIODIVERSITY



事業活動と生物多様性にはどんな
関係があるの？

生物多様性の保全のために、
企業は何をすればいいの？

そんな悩みを抱えている事業者の助けになるのが
このガイドラインです！



いのちと暮らしを支える生物多様性

地球が誕生して以来、長い時間をかけて私たち人間を含む様々な生物が生まれ、つながりあって生きてきました(生物多様性)。この生物多様性がもたらす恵み(生態系サービス)によって、私たちのいのちや暮らしは支えられています。

生物多様性の恵みの例

- お米、野菜、木材、魚、水などをもたらしてくれる
- 山、川、海などの地域の景観やその土地固有の文化を生み出す
- 自然の仕組みから技術革新のヒントを得る

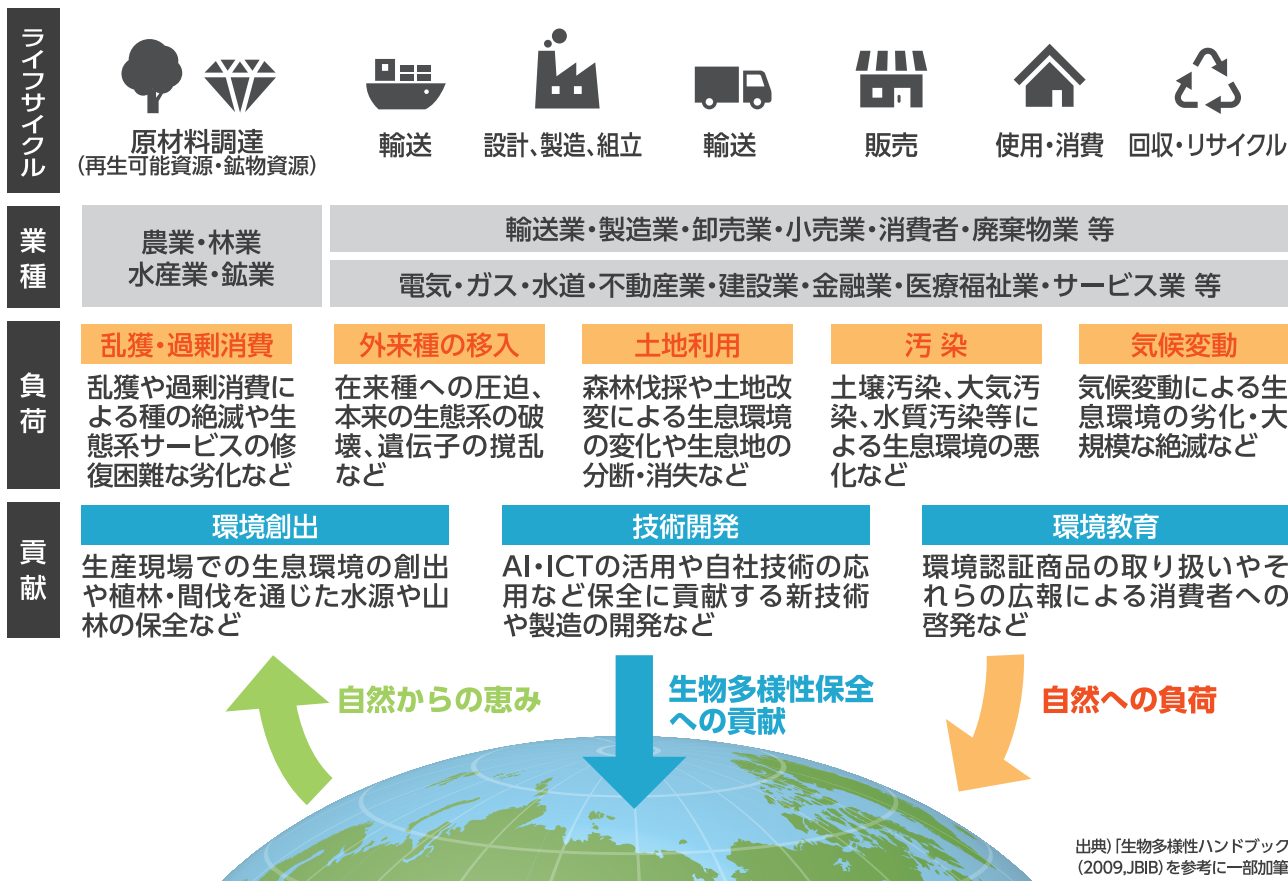
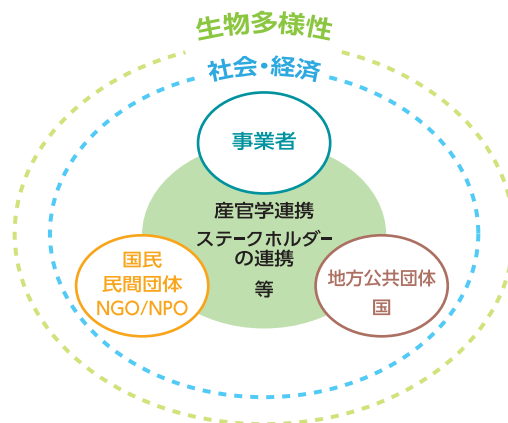
生物多様性の現状を示す例

- 人間活動の影響により、生物種の絶滅速度はここ数百年で約1,000倍に加速
- 世界の森林面積は、この25年間で日本の国土面積の約3.4倍に相当する1.29億haも減少
- 「生物多様性」の認知度が低い

生物多様性の恵みを享受し続けるためには、皆が連携した取組が必要

国民、事業者、地方公共団体、国といった多様な主体が連携し、生物多様性の保全に関する取組を進めていくことが必要です。

特に事業者は、事業活動を通じて国内外の生物多様性との関わりが深く、また、製品やサービスを通じて消費者である市民と生物多様性との関わりに関与していることから、社会の一員として重要な役割を担っています。



出典「生物多様性ハンドブック」
(2009, JBI)を参考に一部加筆

事業活動と生物多様性

日本企業にとって、2010年に生物多様性条約第10回締約国会議（COP10）で採択された愛知目標は、生物多様性に関する取組が広がるきっかけになりました。

さらに、2015年9月には国連持続可能な開発サミットが開催され、SDGs（持続可能な開発目標）が採択されました。いまや社会・経済の基盤である自然資本を保全することは、持続可能な社会の構築に向けた世界共通の目標となっています。また、国内外の多くの企業はSDGsで示された社会課題をビジネスチャンスと捉え、経営戦略に組み込もうとする動きを始めています。

このように、事業者による生物多様性に関する取組への期待はますます高まっており、近い将来、このような取組を行っていない事業者は市場から取り残されてしまうかもしれません。

■ 企業を取り巻く生物多様性に関する主な動向

2010年 COP10で、愛知目標を採択（2011年から2020年までの10年間は「国連生物多様性の10年」）

2015年 国連持続可能な開発サミットで、アジェンダ2030：持続可能な開発目標（SDGs）を採択
ISO14001が改訂され、生物多様性に関する国際規格が発効

自然環境を国民生活や企業経営を支える重要な資本の一つとして捉える「自然資本」の考え方が急速に普及

財務諸表には現れないEnvironment（環境）、Social（社会）、Governance（企業統治）に配慮する企業へ投資を行うESG投資が拡大

■ SDGsの“wedding cake”



SDGs “wedding cake” illustration presented by Johan Rockström and Pavan Sukhdev

出典) (株) インターリスク総研

生物多様性の保全に積極的に取り組むことは、リスクを回避・低減するとともに、消費・投資を呼び込むチャンスにつながります。自社の継続的な発展のためには生物多様性に関する取組は避けて通れません。

リスク

- ・生物資源の調達コストの増大、調達の不安定化
- ・企業イメージの悪化による顧客離れ
- ・融資条件の厳格化により、融資が受けられなくなる可能性

チャンス

- ・生物資源の長期的な確保と調達の安定化
- ・商品のブランド価値の向上による新たな顧客の開拓
- ・ESG投資の呼び込みによる新たな事業展開

ガイドラインのねらい

このガイドラインは、生物多様性に関する活動への事業者の参画を促すことを通じて、生物多様性の保全と持続可能な利用を促進することを目的としています。

ガイドラインの対象

ガイドラインでは、事業者、国民、民間の団体、地方公共団体、国といった主体の中で、事業者を対象にしています。中でも、初めて生物多様性に関する取組を行おうと考えている事業者の実務担当者に参加となるような情報を重点的に盛り込んでいます。

基本原則

1

生物多様性に及ぼす影響の回避・最小化と保全に資する事業活動の拡大

社会経済活動の変化に伴い、国内外の生物多様性が損なわれてきたことを踏まえて、事業活動が生物多様性に及ぼす影響を回避又は最小化し、土地と自然資源を持続可能な方法で利用するよう努めることが重要

事業活動が生み出す技術、製品、サービス等が生物多様性の保全や持続可能な利用に貢献する可能性に着目し、この取組を進めることが重要

2

予防原則に則った予防的な取組と順応的な取組

生物多様性の保全と持続可能な利用にあたっては、科学的知見の充実に努めつつ、予防的な取組や、事業着手後のモニタリング結果を反映させる順応的な取組を行うことが重要

3

長期的な観点

生物多様性への影響は様々な要因が複雑に関係し、比較的長い期間を経て徐々に顕在化してくるため、生物多様性の保全及び持続可能な利用にあたっては、長期的な観点から生態系等の保全と再生に努めることが重要

また、事業者以外に、事業者と連携する様々な主体（地方公共団体、研究者、NGO / NPO 等）やその他の主体においても、事業者の活動に関する理解を深めるために本ガイドラインを活用することが期待されます。

ガイドラインの構成

- **要約（エグゼクティブ・サマリー）**
ガイドラインの概要
- **序論 はじめに**
背景、目的、対象、構成など
- **第 1 編 事業活動と生物多様性**
事業活動と生物多様性の関わり、事業者が生じうるリスクとチャンス
- **第 2 編 基本的な考え方**
生物多様性保全にあたっての基本的な考え方
- **第 3 編 事業者共通の取組**
全ての事業者にとって共通して必要となる取組
- **第 4 編 事業活動ごとの取組**
事業者ごとに異なる事業プロセスや事業活動に応じた取組
- **参考編**
ガイドラインに関連する参考基礎情報

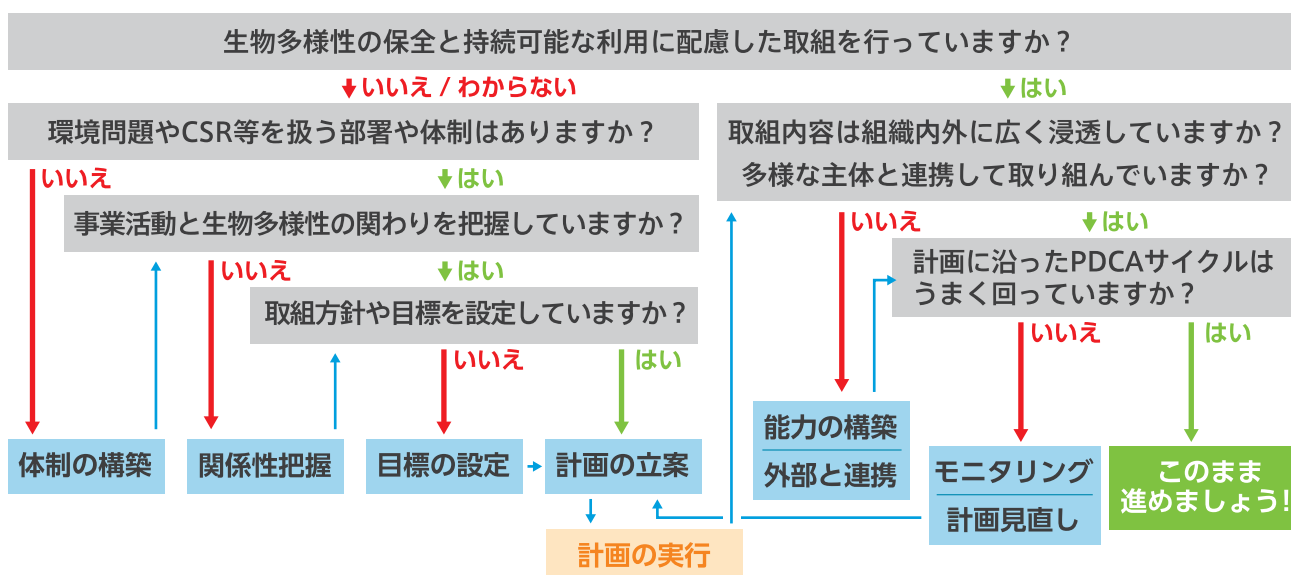
考慮すべき視点

事業者の特性・規模等に応じた取組	事業者ごとに生物多様性への影響の程度を踏まえ、積極的に取組を推進すること、自社の保有する技術や製品等が生物多様性に貢献する可能性を模索する視点を持つことが重要
サプライチェーン及びバリューチェーンの考慮	サプライチェーンの各段階の事業者が、それぞれの立場で協力しながら生物多様性の保全と持続可能な利用に取り組むこと、バリューチェーンの観点から価値を創出する視点を持つことが重要
多様なステークホルダーとの連携と配慮	地域課題への理解が深く、専門性を有している NGO/NPO 等、関係する多様なステークホルダーや地域コミュニティとの有機的かつ柔軟な連携を図る視点を持つことが重要
課題に対する統合的アプローチ	地球温暖化対策、循環資源の利用、公害防止対策等が、生物多様性の保全に影響を与える場合もあるため、異なる環境分野に関する課題等に貢献することがあるという視点を持つことが重要
目標設定と進捗管理	日常的な管理や短期目標の設定では、実績や現状を踏まえて改善案を積み上げていくフォアキャストिंग的視点で取組を進めること、長期的な目標は理想とする将来像から定め、バックキャストिंग的な視点で目標に向かって進捗管理していくことが有効
社会貢献	事業者は利潤の追求など経済的主体であると同時に、社会の一員として生物多様性への貢献が求められているという視点を持つことが重要 寄付、ボランティア活動を通じて貢献することも可能
情報発信・公開	生物多様性の保全は、消費者からの支持や投資家の評価に繋がることが期待されるため、取組内容やモニタリング状況を発信する仕組みを組み込むこと、原材料調達方針などの非財務情報についても積極的に開示していくことが重要

事業者共通の取組

「事業者共通の取組」は、全ての事業者にとって共通して必要となるマネジメント面での取組です。ガイドライン本編では、取組を行うにあたってのキーメッセージ、考え方、実践のためのヒント、事例を記載しています。以下の検討フローを用いて自社の取組として必要なものを確認してみましょう。

■ 事業者共通の取組の検討フロー

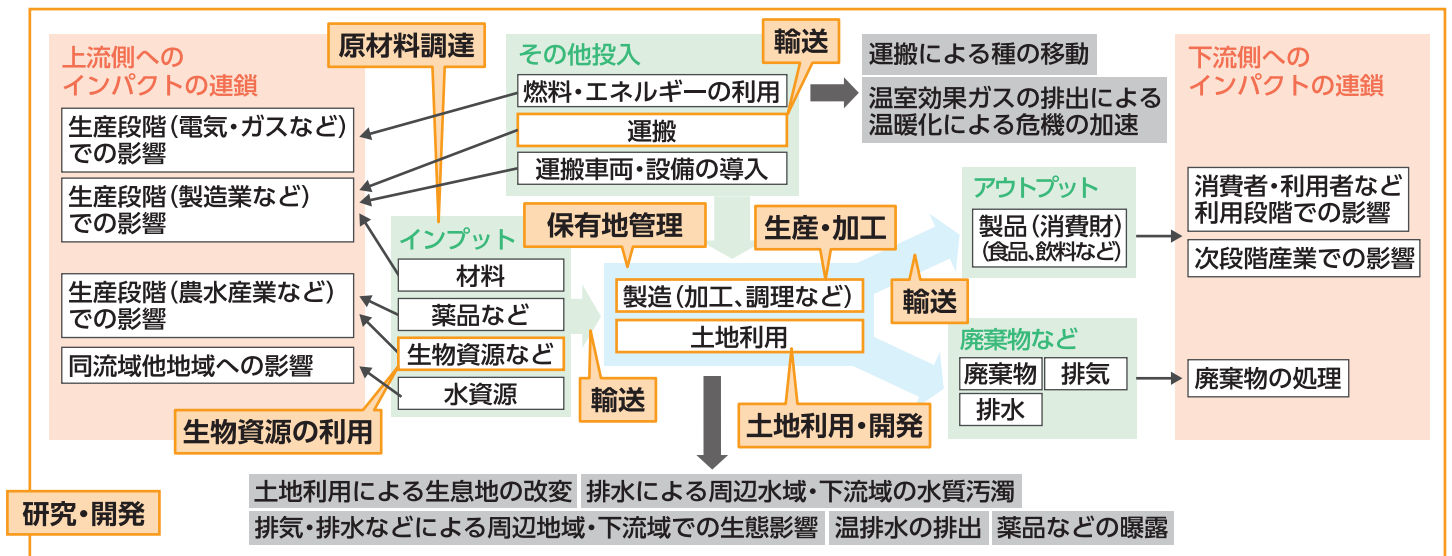


Plan	体制の構築	● 社内外の情報が集約されるよう担当者を決め、体制を構築 取組例：CSR担当部局内での生物多様性の専門部会の設置
	事業活動と生物多様性の関係性の把握	● 事業活動と生物多様性との関連性を把握し、優先すべき取組を検討 取組例：企業と生物多様性の関係性マップの活用による事業影響の把握
	方針・目標の設定	● 国の方針、事業活動と生物多様性との関連性等より、取り組むべき方針・目標を設定 取組例：国際的な目標（愛知目標やSDGs等）を考慮した目標設定
	計画の立案	● 目標の達成に向けて具体的な実践内容を計画として整理 取組例：長期目標を見据えた計画年ごとの定量的な目標設定
Do	計画の実行（事業活動ごとの取組）	
	内部への能力構築	● 人材育成、経営層・従業員への普及啓発など、組織内部での能力構築 取組例：環境eラーニング、体験型研修を活用した従業員研修
	外部ステークホルダーとの連携・コミュニケーション	● NPO・地域住民・専門家といった主体とコミュニケーションを図り、多様な意見を計画に反映 取組例：消費者と連携した市民参加型の屋外イベント
Check Action	モニタリング	● 定期的なモニタリングによる計画の進捗状況の把握や達成度の評価 取組例：エコロジカルフットプリントを活用した事業活動の影響把握
	計画の見直し	● モニタリング調査にて抽出された課題を踏まえた計画の見直し 取組例：PDCAサイクルを活用した順応的管理

事業活動ごとの取組

「事業活動ごとの取組」は、事業者の事業プロセスや事業活動に応じて必要となる取組です。ガイドライン本編では、キーメッセージ、考え方、事業者に期待される取組例、事例を記載しています。産業分類ごとに事業の流れと必要な取組を整理していますので、そちらを参考に自社の取組として必要なものを確認してみましょう。

■ 業種ごとの事業活動と取組例 製造業（食品・飲料）



原材料調達	● サプライチェーンの各段階での生物多様性に配慮された原材料の調達 - 取組例: 調達先ガイドライン・原材料ガイドラインの策定と運用
生物資源の利用	● 森林資源・漁業資源・農産物等、生物資源の持続可能性に配慮した利用 - 取組例: 資源の持続可能性を担保する認証制度に準じた農園管理
生産・加工	● 製品の生産・加工時における生物多様性への配慮 - 取組例: 水源林管理による持続可能な水資源の利用
投融資	● 事業者による生物多様性の保全や、影響の低減に関する投融資の推進 - 取組例: ESG債権ファンド・自然資本評価型環境格付融資の運用
販売	● 生物多様性への影響に配慮した製品・サービスの販売 - 取組例: 生物多様性に配慮した認証商品の取扱量の増加、店頭での適切な説明
研究開発	● 生物多様性への影響を低減するための生産方法・製品・サービスの開発 - 取組例: 生物多様性の保全につながる環境解析ソフトの開発
輸送	● 製品の物流など、輸送時における生物多様性への配慮 - 取組例: バラスト水対策や輸送資材の省資源化
土地利用 開発事業	● 土地開発における生息環境の減少・分断といった直接的な影響の回避・低減・代償 - 取組例: 自主的な環境アセスメントにおける生物多様性オフセット
保有地管理	● 企業保有地における生きものの生息空間の創出 - 取組例: 工場緑地の適切な管理、環境認証(ABINC等)の取得

一部の事業者は、既に積極的な取組を進めています。

生物多様性に関する取組を支援する表彰制度の例

生物多様性日本アワード

「生物多様性日本アワード」は、(公財)イオン環境財団が主催となり、国連生物多様性条約事務局(本部カナダ)とのパートナーシップ協定のもと行われる表彰制度です。本賞は、日本国内に在住する団体・組織・企業・個人の生物多様性の保全と持続可能な利用に資する優れた取組を顕彰するものです。「生物多様性みどり賞(国際賞)」と隔年にて実施しています。



生物多様性
日本アワード
Japan Awards for Biodiversity 2017

いきものにぎわい企業活動コンテスト

「いきものにぎわい企業活動コンテスト」は、いきものにぎわい企業活動コンテスト実行委員会事務局((公社)国土緑化推進機構、(公社)日本アロマ環境協会、(公財)水と緑の惑星保全機構、地球環境行動会議(GEA))を主催に行われる表彰制度です。本コンテストは、日本の企業等による生物多様性の保全や持続的な利用等の優れた実践活動を顕彰し、活動のさらなる広がりを推進することを目的としています。



事例：第3回 いきものにぎわい企業活動コンテスト

みんなで守ろう！日本の希少生物種と自然環境 SAVE JAPAN プロジェクト

損害保険ジャパン日本興亜(株)では、地域の環境団体、NPO 支援センター、日本NPO センターと協働して希少生物種保全に取り組む「SAVE JAPAN プロジェクト」を展開しています。

このプロジェクトは、自動車保険等の契約者が「Web約款」を選択した場合等に削減できたコストの一部を活動の原資にし、全国で市民参加型の生物多様性保全活動を行うものであり、2011年から2016年度までに全国で647回のイベントを開催し、32,175名の参加を得ています。

秋田県白神山地での植樹体験や大分県中津干潟での鑑賞会など、地域の独自性を活かした活動を全国各地で行っています。



生物多様性民間参画ガイドライン

第2版(2017年12月)

このガイドラインはここからダウンロードできます <http://www.env.go.jp/press/files/jp/107693.pdf>



環境省

編集 環境省自然環境局 自然環境計画課 生物多様性主流化室

〒100-8975 千代田区霞が関 1-2-2

電話 03-3581-3351 (代表)

地球のいのち、つないでいこう

生物多様性